国別障害関連情報パラグアイ共和国

独立行政法人 国際協力機構(JICA)

> 令和3年2月 (2021年2月)

株式会社国際開発センター 株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

> 人間 JR 21-005



国別障害関連情報 パラグアイ共和国 目次

1		對標	
	1 – 1.	基礎指標	. 1
	1 – 2.	障害に関する指標	. 2
2	. 障害	『関連政策	. 6
	2 – 1.	障害関連行政制度	. 6
	2-2.	障害関連法律の詳細	. 8
	2-3.	CRPD 批准による対応状況	11
	2 – 4.	障害関連施策の状況	12
	2 – 5.	地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況.	19
	2-6.	盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を	·利
	用する	機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況	19
	2 - 7.	新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	19
3	. 障害	『関連団体の活動概況	21
	3 — 1.	障害当事者団体の活動概要	21
	3 – 2.	障害者支援団体の活動概要	21
4	. 参考:	資料	22

図表目次

表 1	障害者が1名以上いる世帯数・割合(制限のある生活機能別)	4
表 2	障害者が1名以上いる世帯割合(県別)	4
表 3	パラグアイの障害関連担当機関	6
図 1	障害者が1名以上いる世帯割合(都市部・農村部別)	5

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with	障害者権利条約
	Disabilities	
DGEEC	Dirección General de Estadística, Encuentas y	統計・調査・国勢調査局
	Censos	
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
INPRO	Instituto Nacional de Protección a Personas	国立特別な人々の保護機構
	Excepcionales	
INTN	Instituto Nacional de Tecnología,	国立技術・標準・計量検査院
	Normalización y Metrología	
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
SENADIS	Secretaría Nacional por los Derechos	国家障害者人権庁
	Humanos de las Personas con Discapacidad	

1. 基礎指標

1 - 1. 基礎指標¹

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1人当たり GDP	5,415.80 米ドル	2019年
セクター別政府支出		
保健医療(対 GDP 比)	6.65 %	2017年
教育(対 GDP 比)	3.44 %	2016年
社会福祉(対 GDP 比)	1.14 %	2019年

人口

総人口	7,044,640 人	2019年
男性人口比率	50.83 %	
女性人口比率	49.17 %	
都市人口比率	61.88 %	
農村人口比率	38.12 %	
出生時平均余命(全体)	74 歳	2018年
男性	72 歳	
女性	76 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	9 %	2018年
新生児死亡率(1,000人当たり)	11 人	2019年

教育

教育制度		
初等教育年数	6年	2020年
義務教育年数	13 年	2019年
成人識字率 (全体)	94 %	2018年
男性	95 %	
女性	94 %	

¹ 世界銀行 https://data.worldbank.org/indicator(参照 2020-12-08)に基づく。

就学率				
初等教育2	(総就学率)			2012年
全体		104	%	
男子		106	%	
女子		103	%	
中等教育3	(総就学率)			2012年
全体		76	%	
男子		73	%	
女子		79	%	
高等教育4	(総就学率)			2010年
全体		35	%	
男子		29	%	
女子		41	%	

雇用

失業率 (全体)	4.8 %	2020年
男性	4.1 %	
女性	5.9 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

パラグアイ共和国(以下、「パラグアイ」)政府が 2010 年に障害者権利委員会に提出した政府報告書(以下、「政府報告」)には、パラグアイにおける障害の定義が明示されていない。代わりに、「公式文書で障害者を指すために使用される用語」として、「特別な人々」(Exceptional People)、「異なる能力を持つ人々」(People with Different Ability)、「障害のある人」(People with impediment)という用語の定義を紹介している。しかし、障害者に関するこうした侮蔑的な用語の使用や定義について、障害者権利委員会は、2013 年に発出した総括所見の中で強い懸念を表明し、改善を勧告した。

一方で、2012 年に実施された最新の国勢調査の結果から障害に関する部分のみをまとめた文書、「障害者のいる世帯の社会人口統計学的特徴」5では、障害の概念が次のように記されている。「障害とは、人と社会環境とが相互作用するプロセスとして認識される。身体的、感覚的、または精神的 (mental) な制限のある人がさまざまな活動を行うことができないの

3 3 年間 (12~14 歳)

^{2 6}年間 (6~11歳)

^{4 3} 年間 (15~17 歳)

^{5 &}quot;Características sociodemográficas de los hogares particulares con personas con discapacidad 2012", https://www.dgeec.gov.py/Publicaciones/Biblioteca/documento/0534_Caracteristicas%20sociodemograficas%20de%20los%20hoga res%20particulares%20con%20personas%20con%20discapacidad.pdf (参照 2020-12-16)

は、診断された状態 (afecciones diagnosticadas) がその理由ではなく、教育、労働、公共サービス等の機会から除外されている状態が原因である。」

1-2-2. 障害に関する統計整備状況6

パラグアイでは、統計・調査・国勢調査局 (Dirección General de Estadística, Encuentas y Censos。 以下、「DGEEC」) が実施する国勢調査の結果が、障害に関する統計として使用されている。 国勢調査以外に、障害に特化した統計調査は整備されていない。

2012 年に実施された最新の国勢調査では、障害に関する質問項目が設定されている。また、障害種別を視覚、聴覚、身体、知的、精神という名称で 5 種類に分類してはいるものの、 実際には以下に示すとおり、制限のある生活機能別の分類が採用されている。

- 視覚障害:見ることができない、または見ることに中高度の永続的な困難がある。
- 聴覚障害:聴くことができない、または中高度の永続的な困難がある。
- 身体障害:歩行、階段の昇降、腕と手による動作ができない、または中高度の永続的な困難がある。
- 知的障害:理解・学習ができない、または中高度の永続的な困難がある(精神遅滞 (retraso mental)、ダウン症、自閉症を含む)。
- 精神障害:精神面あるいは情緒面での中高度の永続的な困難がある。

一方で、国勢調査は個人ではなく世帯を対象として調査されたため、世帯単位の障害者情報は得られるものの、国全体の障害者数、障害種別、性別、年齢別割合などを正確に把握できる結果にはなっていない。本項では国勢調査に基づく統計を採用し、世帯単位の障害者の概況を示すこととする。

1-2-3. その他統計

世帯数(全体)7	1,232,496 世帯	2012年
障害者が1名以上いる世帯	363,410 世帯	
障害者がいない世帯	846,432 世帯	
不明	22,654 世帯	

-

⁶ 第 2・第 3 連結定期報告、DGEEC ウェブサイト https://www.dgeec.gov.py/ (参照 2020-12-16) より収集・編集

⁷ DGEEC, 国勢調査 (2012)

表1 障害者が1名以上いる世帯数・割合(制限のある生活機能別)8

生活機能	世帯数	割合
視覚	272, 138	43.8%
聴覚	110, 020	17. 7%
身体	144, 616	23. 3%
知的	49, 117	7. 9%
精神	44, 729	7. 2%
合計	620, 620	100.0%

出所: DGEEC, 国勢調査(2012)を基に調査チームが作成

表 2 障害者が 1 名以上いる世帯割合 (県別)

Mr Holly I dome	(1) [1] [1] (7(7))
県名	世帯割合
カニンデジュ	18. 1%
アマンバイ	24. 5%
アルト・パラナ	24. 8%
アスンシオン	26. 1%
サン・ペドロ	27. 1%
セントラル	28. 1%
グアイラ	28. 8%
ボケロン	29.0%
パラグアイ	29.5%
プレジデンテ・アジェス	29. 7%
コンセプシオン	31.3%
カアグアス	31.4%
コルディジェラ	34.0%
アルト・パラグアイ	34. 3%
カアサパ	34. 3%
イタプア	35.8%
パラグアリ	36.1%
ミシオネス	36. 7%
ニェエムブク	40. 9%

出所: DGEEC, 国勢調査 (2012) を基に調査チームが作成

-

⁸ 一世帯の中に複数の障害者がいる場合や、1人が複数の障害をもつ場合があるため、表 1-1 の合計世帯数は、障害者が1名以上いる世帯の全数(36万3,410世帯)とは一致しない。

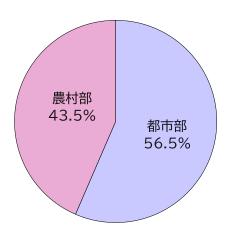


図1 障害者が1名以上いる世帯割合(都市部・農村部別)

出所: DGEEC, 国勢調査(2012)を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】⁹

パラグアイでは、1979年に法令第780号に基づき、「特別な人々10の国立保護機構」(Instituto Nacional de Protección a Personas Excepcionales。以下、「INPRO」)が設立された。INPRO の目的は、障害者を含む社会的弱者が自身の権利を完全に享受できているかを監視し、憲法や法律で認められている権利を保障することである。しかしながら、パラグアイでは障害者数の把握すら正確に行われてこなかった。その後、2008年に障害者権利条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」)を批准したことを機に、政府として障害分野に本格的で横断的な取り組みを開始するため、2012年に国家障害者人権庁(Secretaría Nacional por los Derechos Humanos de las Personas con Discapacidad。以下、「SENADIS」)が設立された。SENADIS は障害分野の調整及び監督をする政府機関であり、大統領府の管轄下にある組織である。

SENADIS は、障害者の社会参加促進及び各種施策の省庁横断的対応にかかる調整や、障害者団体(Disabled People's Organization。以下、「DPO」)、支援組織、関係省庁等の関係者とのネットワーク構築・強化などを推し進めている。また、障害認定、障害啓発、障害主流化活動に加え、リハビリテーション、医療、技術支援、交通輸送の提供などのサービスを提供している。このほか、国内 6 都市¹¹に地方支部を構え、理学療法、臨床心理学、教育心理学、診療、早期介入、ソーシャルワーク、栄養指導、言語療法、歯科治療などのサービスを提供している。

SENADIS 以外に、以下の省庁が障害分野を担当する主な機関である。

障害関連担当機関

表 3 パラグアイの障害関連担当機関

	-, ,	
No.	機関名	概要
1	公衆保健社会福祉省	精神障害者に対する支援プログラム等、障害者支援
	Ministerio de Salud	に関する政策や計画の策定、実施。
	Pública y Bienestar Social	
2	教育科学省	障害のある児童・生徒の教育関連政策の統括機
	Ministerio de Educación y	関。
	Ciencias	
3	労働雇用社会保障省	障害者をはじめとする脆弱な人々を含むすべての
	Ministerio del Trabajo,	人の就労へのアクセス保障及び労働分野の包摂に
	Empleo y Seguridad Social	関する政策等の策定・実施。

JICA (2002)「国別障害関連情報パラグアイ共和国」、SENADIS ウェブサイト https://www.senadis.gov.py/(参照 2020-12-16)、JICA (2019) 技術協力プロジェクト案件概要表から収集・編集。

¹⁰ 1-2-1.障害の定義で記載したとおり、障害者を示すこうした表現については、障害者権利委員会より是正の勧告を受けているが、ここでは、同機構の名称の原文通りに訳した。

[□] ビジャールリカ市、コロネル・オビエド市、ピラール市、カアクペ市、サンタニ市、デビクアリミ市。

4	社会開発省 Ministerio de Desarrollo Social	障害者を含む、貧困かつ脆弱な状況下に置かれている家族の保護を目的としたプログラム等の政策の 策定・実施。
5	国立技術・標準・計量検査院 Instituto Nacional de Tecnología, Normalización y Metrología	障害者のための物理的アクセシビリティの認証機 関。

出所:第2・第3連結定期報告を基に調査チームが作成

【国内調整委員会設置状況】12

SENADIS の設立に伴い、国内の障害関連機関間の調整や連携を行う組織として、国家障害委員会(Comisión Nacional de Discapacidad)が設置された。

委員会名称	国家障害委員会
委員会メンバー	・ 民主的に選出された、異なる分野からの DPO、障害者支援団体の
	メンバー及び代表者(聴覚障害、身体障害、知的障害、精神障害、
	視覚障害、障害者の家族団体、内部組織)
	・ 以下の公的機関の代表者あるいは大臣(SENADIS、公衆衛生・社
	会福祉省、教育省、法務省、労働省、女性省、財務省、子どもと青
	少年庁、公務庁、全国知事会、パラグアイ地方自治体間協力組織
	(非政府組織))
役割と実施状況	CRPD 批准を受け、条約の各条項の実現に向けて設置された委員会。
	DPO をはじめとする市民団体、行政機関、県庁、市役所の代表者が委
	員会に直接的に参加する。各組織が実施する活動、法律、政策が真に
	障害当事者のニーズに応えることを保障できるよう協議を行う。
	以下の分野別の小委員会を設置している。
	・ インクルーシブ教育
	講習保健・社会福祉
	・ 労働・社会保障
	・ 障害者の人権のための国家行動計画
	・ 情報、コミュニケーション及び手話
	・ 子どもと青少年
	・ コミュニケーション、建築及び交通
	・ 県及び市の課題

¹² 第 2・第 3 連結定期報告、SENADIS ウェブサイト https://senadis.gov.py/index.php/institucional/marco-legal/leyes-sobre-ladiscapacidad(参照 2020-12-18)より抜粋・収集。

委員会名称	アクセシブルな投票のための委員会
委員会メンバー	アクセシブルな投票事務局
役割と実施状況	2014 年に SENADIS がパイロット計画として開始した"アクセシブル
	な投票"(Voto Accesible)を推進するための委員会。
	この計画では、国、県、市の各レベルで実施される選挙の投票へ障害
	者がアクセスできるよう、自宅投票、優先投票、投票所での投票、点
	字や介助者同伴による投票などを実現するための制度等の整備を行
	う。

委員会名称	障害者の権利擁護のための常設委員会
委員会メンバー	パラグアイ国会下院議員
役割と実施状況	さまざまな分野において、障害者の権利に焦点をあてた法案の検討と
	提案を行う。また、国内の障害者の権利に関するニーズに応えうる政
	策やプログラムの分析、協議、提案なども行う。

【地方政府行政】

上述のとおり、SENADIS は首都アスンシオンのほかに、6 つの地方支部を設けており、各支部で障害者とその家族を対象としたさまざまな支援サービスを提供している。

2-2. 障害関連法律の詳細13

パラグアイでは、1990 年に障害者の権利及び特権の確立に関する法が制定され、障害者の権利の保護やサービスの利用に関する取り組みが行われてきた。2008 年の CRPD 批准後は、SENADIS の設立、インクルーシブ教育、障害者雇用、アクセシビリティなどの分野で新たな制度や法律の整備が進められている。

障害者の権利等に関連する主な法律は、年代の新しいものから順に以下のとおりである。

法律名	国家障害者人権庁(SENADIS)設立法(法令 4720/12 号)
施行年	2012 年
概要	SENADIS 設立の根拠となる法律。

¹³ 第 2・第 3 回連結定期報告、JICA(2002)「国別障害情報パラグアイ共和国」、SENADIS ウェブサイト https://senadis.gov.py/index.php/institucional/marco-legal/leyes-sobre-la-discapacidad(参照 2020-12-18)より収集・編集。

法律名	障害者の権利及び特権の確立に関する法 (法令第 122/90 号)
施行年	1990年
概要	第1条で、障害者に対する各種のサービスを無料提供するための政府の
	義務を規定している。サービスの内容には、知的労働または肉体的労働
	を行うための各教育団体における専門的訓練や、障害者の能力強化を図
	るための雇用関連支援・相談などが含まれる。また、第2条では、障害
	者が実施するすべての活動において、中央及び地方行政、民間の雇用主
	は障害者に対して優先的に対応する規定を設けることが記されている。

法律名	特別な人々14の国立保護機構設立法(法令第780号)
施行年	1979 年
概要	INPRO 設立の根拠となる法律。INPRO は、障害者を含む社会的弱者が自
	身の権利を完全に享受できているかを監視し、憲法や法律で認められて
	いる権利を保障することを目的とする。2012年の SENADIS 設立によっ
	て、その役割を SENADIS に引き継いだ。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	障害者の職業訓練における機会均等法(法令 5421/15 号) ¹⁵
施行年	2015年
概要	障害者の職業訓練の機会均等を促進する制度の整備を目的とした法律。
	障害者は職業訓練を受けることに関し、障害を理由としたいかなる差別
	も受けてはならない点が明記されている。また、労働雇用社会保障省が
	管轄する全国職業訓練機構及び全国専門職振興庁の研修を、学習面のア
	クセスを保障するための合理的配慮とともに受けることができる。

法律名	インクルーシブ教育法 (法令 5136/13 号)
施行年	2013 年
概要	教育省が主管となり、従来の教育システムの中で、すべての教育レベル
	で、インクルーシブ教育モデルを構築及び実施するための行動とメカニ
	ズムの整備を行う。特別な教育的ニーズがある児童・生徒の教育へのア
	クセス、在籍、学習、参加を保障するための方策を講じることを定めて
	いる。

¹⁴ 1-2-1.障害の定義で記載したとおり、障害者を示すこうした表現については、障害者権利委員会より是正の勧告を受けているが、ここでは、同機構の名称の原文通りに訳した。

15 https://www.bacn.gov.py/leyes-paraguayas/4411/igualdad-de-oportunidades-en-la-formacion-para-el-trabajo-de-las-personas-condiscapacidad(参照 2020-12-18)

法律名	民間セクターにおける障害者包摂を奨励する雇用者優遇措置法(法令
	4962/13 号)
施行年	2013 年
概要	国家政策として障害者の労働包摂を推し進めるための民間セクター事業
	者に対する優遇措置を定めた法律。SENADIS、労働雇用社会保障省、サ
	ラキ財団、アメリカ合衆国国際開発庁(United States Agency for
	International Development) によって労働セクターへの障害者包摂の利点
	が示されている。

法律名	障害者のための物理的環境へのアクセシビリティに関する法16(法令第
	4934 号)
施行年	2013 年
概要	同法はその中に「公共交通システム適合化計画」を含み、障害者が利用
	する施設や公共交通機関への物理的アクセシビリティの保障を義務付け
	ている(ただし、罰則規定は市町村条例で定めることになっているが実
	際には条例が存在しない場合もある)。また、物理的アクセシビリティの
	認証機関である国立技術・標準・計量検査院がアクセシビリティの監査
	を行うよう規定している。

法律名	障害者優先席法(法令 4616/11 号)
施行年	2011年
概要	劇場、スポーツ競技場等における身体障害者の優先席の設置及び、身体
	障害者がスクリーンや舞台、競技場内が見える場所と広さを確保するこ
	とを義務付けている。

法律名	視聴覚メディアの情報・ニュースにおける手話通訳配置法(法令 4336/11
	号)
施行年	2011年
概要	聴覚障害者の社会、経済、政治、教育、スポーツ、文化等に関する情報
	へのアクセスを保障する。聴覚障害者が使用する手話を表現ならびにコ
	ミュニケーション方法として認識する。手話を通じた情報の普及を視聴
	覚メディアへ義務付けることを促進する。

¹⁶ JICA 記事「物理的アクセシビリティ監査員養成研修の準備を進める」 https://www.jica.go.jp/paraguay/office/activities/20180131_03.html(参照 2020-12-18)

この他、コスタリカで 2016 年に制定された「障害者自立推進法」を参考に、パラグアイにおける関連法律の制定が検討されている(2019 年時点)。

【障害者政策】17

政策名	障害者の人権に関する国家行動計画 2015-2030 (Plan de Acción Nacional
	por los Derechos de las Personas con Discapacidad)
施行年	2016年
概容	障害者の総合的発展、障害者の権利の尊重、保護、促進ならびに機会均
	等を保障するために、障害者の権利に焦点を当てた計画。国、県、地域
	レベルでの組織間行動のための道筋を示す。国家開発計画の内容と連動
	している。

政策名	国家開発計画 2030 (Plan Nacional de Desarrollo 2030)
施行年	2014年
概容	長期的に取り組む国の課題、行動指針、責務などを示した開発計画。3つ
	の重点戦略分野、すなわち、①貧困削減と社会開発、②包括的な経済成
	長、③適切な形での世界への参加で構成されている。障害分野について
	は①貧困削減と社会開発の章で、課題と今後の取り組みが示されている。

上記以外に、下記の計画の中に障害のテーマが包含されている。

・ 国家保健政策 2015-2030

2-3. CRPD 批准による対応状況

パラグアイ政府は2008年9月にCRPD及び選択議定書を批准している。政府報告を2010年10月21日に障害者権利委員会に提出し、受理されている。同委員会からは2012年10月15日に質問事項が提示され、パラグアイ政府は2013年2月19日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは提出されず、2013年3月15日には同委員会より総括所見が発出された。その後、パラグアイ政府は2019年3月19日に第2・第3連結定期報告を同委員会に提出し、受理されている。

総括所見(2013年)では、国家障害者人権庁設立法の制定を通じて、従来の INPRO に代わって SENADIS を設立した点を評価している。また、視聴覚メディアの情報・ニュースにおける手話通訳配置法及び、障害者優先席法についても評価している。

他方、障害者を表す軽蔑的な用語を是正することや、CRPD の内容と義務に沿って関連す

_

¹⁷ 第 2・第 3 回連結定期報告、パラグアイ大統領府ウェブページ https://www.gabinetesocial.gov.py/articulo/268-paraguay-presenta-el-plan-de-accion-nacional-por-los-derechos-de-las-personas-con-discapacidad.html (参照 2020-12-18)、国家開発計画 2030 より収集・編集。

る法律を整備すること、人権アプローチに基づいた障害に関する計画を推し進めることが 推奨されている。このほか、CRPD の第4条第3項及び第1条での障害の多様性を考慮に入 れて、DPO との恒久的な協議体制を構築すること、国家人権計画を構成するすべての要素 に障害者を横断的な方法で包含することも、推奨事項として含まれている。

なお、個別の分野に関する推奨事項については次項で述べる。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス18

2012 年に設立された SENADIS は、パラグアイ憲法と障害者権利条約で確立された障害者の権利に基づいた、障害者のための国家政策を統括する機関であり、リハビリテーション、医療サービスなどのプログラムを提供している。2017 年には障害認定制度を開始した。

社会的情報統合システム (Sistema Integrado de Información Social) は SENADIS のデータ ベースを活用して、支援サービスの受益者の概要や受けているサービスの内容を年齢別、居住地別の統計データとしてまとめている。社会的情報統合システムの 2016 年時点の統計によれば、SENADIS のサービスを受けている障害者の情報は以下に示すとおりである。

- 全国で 9,826 人の障害者が SENADIS による支援サービスを受けている。このうち、
 2,428 人が SENADIS 以外の公的機関から何らかの支援を受けている。
- 何らかの障害のある女性 4,329 人(44%)、男性 5,497 人(56%)が、SENADIS のリハビリテーションサービスと投薬を受けている。
- 2,663 人の青少年及び 2,302 人の子どもが SENADIS のリハビリテーションサービスと 投薬を受けている。
- ・ 0~5歳の子どもは666人で、このうち308人が総合的ケア(精神的医療、小児科の診察、専門医療)を受けており、358人が薬物治療のための医薬品と助成金を受け取っている。

社会的情報統合システムの登録データによると、SENADISのサービス受益者のうち7,140人が、他の省庁¹⁹が提供する所得創出プログラムの研修を受け、他の社会サービスや補助金を利用して医療保障を補完している状況にある。

精神障害者に対する医療サービスに関しては、社会福祉庁(Instituto de Bienestar Social)が管轄している。社会福祉庁は、国民の生活の質と水準の向上に向けた計画及びプログラムを設計し、実施する機関である。地域別に精神障害者を対象とした6施設を設置しており、各施設に10名が入所している。

公衆保健社会福祉省(Ministerio de Salud Pública y Bienestar Social)は、精神障害者に対する支援プログラムを全国レベルで実施しており、。汎アメリカ保健機構(Organización

¹⁸ 第 2・第 3 連結定期報告、社会的情報統合システムウェブサイト https://www.siis.gov.py/estadisticas-siis/boletin-informativo-siis-n-1(参照 2020-12-18)より収集・編集。

¹⁹ 労働雇用社会安全省(Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Socia)、国立森林研究所(Instituto Forestal Nacional)、 農業牧畜省(Ministerio de Agricultura y Ganadería)、国立観光局(Secretaría Nacional de Turismo)

Panamericana de la Salud)との技術協力の下、保健サービス総合包括ネットワーク(Redes Integradas e Integrales de Servicios de Salud)を展開している。同ネットワークは、公衆保健社会福祉省の担当局ならびに他の公的・民間保険サービス機関が、共通の目的と役割を共同または独自に行うため、相互連携を図っている。

リハビリテーションについては、SENADIS が国内7か所20の拠点でサービスを提供している。

初回の政府報告(2010年)に対する障害者権利委員会による総括所見(2013年)は、医療分野の推奨事項として、以下を挙げている。

- ・ すべての障害者が医療サービスに完全にアクセスできるようにするために必要な措置を講じ、その措置にジェンダーの観点を取り入れること。
- ・ 障害者を対象とした国レベルの包括的なリハビリテーション戦略を策定及び実施すること。

② 教育21

パラグアイでは、教育科学省 (Ministerio de Educación y Ciencias) が、障害のある児童・ 生徒の教育関連政策を管轄している。

同省の調べでは、2018 年 12 月時点で、全国で初等の特別支援学校に在籍する障害のある 児童は 603 名、通常学校の特別支援学級に在籍する障害のある児童は 244 名、通常学校に 在籍する何らかの障害のある児童・生徒(初等、中等)は22,586人である。また、特別支援 学校で支援プログラムを受けている障害のある児童・生徒(初等、中等)は3,679名となっている。

2013 年にインクルーシブ教育法が制定されたことを受け、教育科学省は、従来の通常の教育制度の枠組みの中でインクルーシブ教育モデルの制度設計に着手した。これは、特別な教育的ニーズのある児童・生徒の就学、学習、参加を保障するために、それを阻害する障壁を取り除くという観点から取り組まれている。

国家教育計画 2024 においては、特別支援学校をインクルーシブ教育へ段階的に再編成すること、そして特別な教育支援ニーズのある児童・生徒に対応する教員や家族との協働の下で、教育的支援を拡大することが検討されている。

この方針を受けて教育科学省は、インクルーシブ教育を推し進めるための土台作りの一環として、障害のある児童・生徒に関わるさまざまな関係者に対する研修やセミナーを実施した。例えば、首都及び国内 17 県で、各県の教育局のコーディネーター、法律顧問を含む関係者に、インクルーシブ教育の枠組みと実施体制、障害に関する意識啓発に関する研修を実施した(全 694 名が参加)。並行して、すべてのレベルと形態の教育機関に属する校長や

²⁰ カアクペ県コルディジェラ市、コロネル・オビエド県カアグアス市、ビジャールリカ県グアイラ市、サンタニ県サン・ペドロ市、テビクアリィミ県パラグアリ市、ピラール県ニェエムブク市

²¹ 第2・第3連結定期報告より収集・編集。

教員、そして障害のある児童・生徒の家族を対象とした技術支援講習も実施された(全3,758名が参加)。

インクルーシブ教育の実施体制づくりを通じた教育科学省の各種の活動により、不就学の障害のある児童・生徒81名が特定されたほか、視覚障害のある児童・生徒291名のうち241名が個別指導計画を受けていることが明らかになった。その結果、彼/彼女らの詳しい支援ニーズや、学習に必要な技術や教材に関する情報が確かめられた。

また、教育科学省は、インクルーシブ教育の実現を阻害しうる現行の規制やサービスを見直すため、教育機関再編成計画を策定中である。そのため、同省の専門職員が特別支援教育の各施設を訪問し、施設の機能、特長、体制、利用者へのサービス内容等に関するデータの収集を行い、現状の課題の集約を行っている。

初回の政府報告(2010年)に対する総括所見(2013年)は、教育分野の推奨事項として、 以下を挙げている。

- ・ 障害のあるすべての少女、少年、青年が国の教育制度にアクセスできるようにする戦略を実施し、すべての教育レベルかつ全国でインクルーシブ教育を実現すること。
- ・ 障害の医学モデルに基づく教育用語を是正し、分離教育からインクルーシブモデルへ の移行を促進すること。

③ ジェンダーと障害²²

パラグアイでは、女性に対する暴力への対策として、2015年の「農村女性のための政策に関する法」(法令5446/15号)及び2016年の「あらゆる暴力に対する女性の包括的保護法」(法令5777/16号。以下、「女性保護法」)の制定をはじめとして、女性の暴力からの保護に関する法的枠組みを拡大してきた。

SENADIS は、女性保護法の第27条に基づいて設置された、女性への暴力の予防、ケア、保護のための国の政策を協議する「女性への暴力防止に関する組織間会議」の構成機関の一つである。

女性省 (Ministerio de la Mujer) は、暴力にさらされている女性のためのケアセンター「女性の家」を活用して、一時宿泊所、個人の安全確保、心理的ケア及び支援、法的助言、治療、作業療法などを提供している。「女性の家」では、2014 年から 2018 年までに 5 名の女性障害者が支援を受けた(聴覚障害者 1 名、身体障害者 1 名、視覚障害者 3 名)。そして、市民オンブズマンは女性省とともに、さまざまな公的機関を通じて、こうした女性障害者の被害者への対応を行い、経済的援助を受けられる支援プログラムへつなぐ活動を進めている。

初回の政府報告(2010年)に対する総括所見(2013年)は、ジェンダー分野の推奨事項 として、以下を挙げている。

・ 障害のある女性と少女、特に知的、精神、聴覚障害のある女性と少女が直面するあら

²² 第2・第3連結定期報告より収集・編集。

ゆる形態の差別と暴力に対抗するために必要な、効果的な措置を緊急に実施すること。 ・ 差別や暴力の犠牲者のために、アクセス可能なケアセンターを創設すること。

④ 訓練·雇用、就労支援²³

第 2・第 3 連結定期報告によれば、2018 年 12 月時点で国内の公的機関で働く障害者は 1,947 名であり、そのうち男性が 1,303 名 (66.9%)、女性が 644 名 (33.1%) である。また、終身雇用は 1,347 名 (69.2%)、契約職員など有期雇用は 600 名 (30.8%) となっている。

障害者の就労分野を管轄する労働雇用社会安全省の関連政策においては、障害者をはじめとする脆弱な人々を含むすべての人に、雇用への平等なアクセスが公的機関によって保障される点が重視されている。同省は障害者の労働分野への参入及び包摂を推し進めるためのさまざまな方策を実行している。例えば、2016年と2017年に障害者のためのジョブフェアを実施し、合計433名(2016年207名、2017年226名)の障害者が就職に関する助言を受けた。その結果、計26名(2016年12名、2017年14名)の障害者の民間企業での就労を実現した。

視覚障害者については、AGORA プログラム²⁴が労働分野での活動を展開している。同プログラムのパラグアイ担当機関は、国立専門職促進サービス局と視覚障害者リハビリテーションセンターであり、視覚障害者のフォーマルセクターの仕事へのアクセスを確保し、それによって彼/彼女らの権利を強化することを目指している。同プログラムでは、2016年に275名が能力強化プログラムを修了し、2017年に66種類のコースを実施し、合計331名が参加した。2018年は7月までに、40コースに161名が参加した。

「民間セクターにおける障害者包摂を奨励する雇用者優遇措置法」(法令 4962/13 号)では、障害者を雇用する民間企業が受けられる便益が記されている。SENADIS、労働雇用社会安全省、サラキ財団及びアメリカ合衆国国際開発庁は、障害者の労働包摂ナショナルデー(5月 20日)を打ち立て、労働市場へ障害者を包摂する利点について認識を広めようとしている。

民間企業に適用される、「税制上の優遇措置に関する法」(法令 4962/13 号)の細則については、関係者との協議、国内法や国際法との整合性など細かな調整をする必要があり、採択に至っていない。2011年には、公的機関での障害者雇用の義務に関する政令が制定されるなど、障害者の労働分野での包摂を進める法的枠組みの整備が進められている。

初回の政府報告(2010年)に対する総括所見(2013年)は、労働・雇用分野の推奨事項 として、以下を挙げている。

・ 積極的是正措置を含む、公的及び民間セクターにおける障害者の雇用に関する方針、ならびに雇用に関する障害者の選択の機会を保障すること。

.

²³ 第2・第3連結定期報告より収集・編集。

²⁴ 「視覚障害者のための労働インクルージョン AGORA プログラム」 (Programa ÁGORA de Inclusión laboral para personas con discapacidad visual) は、ラテンアメリカ ONCE 財団 (Fundación ONCE para América Latina: FOAL) が運営する支援プログラム。https://www.foal.es/es/agora/255/4945 (参照 2020-12-22)

・ 職場における障害者に対するあらゆる形態の差別を効果的に禁止し、また罰則を科し、 労働権が侵害された場合の救済メカニズムを確立するための法律を制定すること。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス25

社会開発省は、貧困かつ脆弱な状況下に置かれている家族の保護を目的とした、「Tekoporã プログラム²⁶」を実施している。衣食住、保健、リハビリ、教育などへのアクセスを国が経 済的あるいは社会的に保障し、生活の質を改善することを目指している。

このプログラムは障害者のいる世帯も対象となっており、「障害者の包摂基準」を用いて、支援の内容や範囲を決定することになっている。1 人あるいは 2 人の重度障害者のいる世帯は、追加金額を受け取ることができ、必要に応じて合理的配慮が提供される。また、障害者のいる世帯は単に支援を受けるだけではなく、各世帯の状況に基づいた一定の共同責任を果たすことが求められる。「Tekoporã プログラム」では 0~14 歳の子ども、15~18 歳の若者、妊婦、障害者、先住民に優先措置が採られている。

「Tekoporã プログラム」で保護を受けている障害者数は2017年末時点で1万9,595人であり、うち2,176人が重度障害者である。2018年4月時点では2万68人で、前年度と比べ微増している。パラグアイ政府は同プログラムへの予算措置を年々増やしており、ほかにも、極貧対策向けの社会プログラムへの投資が増加している。

初回の政府報告(2010年)に対する総括所見(2013年)は、社会サービス分野の推奨事項として、以下を挙げている。

・ 障害者とその家族の貧困削減を目的とした戦略及び、適切な住宅の提供を含む必要な 援助へのアクセスを含む政策を策定すること。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー²⁷

アクセシビリティに関しては、2013 年に「障害者のための物理的環境へのアクセシビリティに関する法」(法令第 4934/13 号。以下、「アクセシビリティ法」)が制定され、公的施設への物理的アクセシビリティの保障が義務付けられた。義務の不履行に対する罰則規定は市町村の条例で定めることになっているが、実際には条例が制定されていない場合も見られる。また、物理的アクセシビリティの認証機関である国立技術・標準・計量検査院(Instituto Nacional de Tecnología, Normalización y Metrología。以下、「INTN」)による監査が未実施であるなど、法律の運用面ではいくつかの課題が確認されている。

また、2011 年にはパラグアイのアクセシビリティ規格が定められたことを機に、商業施設におけるスロープや障害者用トイレの設置などが進められているが、利用者である障害

²⁵ 第2・第3連結定期報告より収集・編集。

²⁶ グアラニー語(パラグアイの公用語、先住民の母語)のため読み方不明。

²⁷ 第 2・第 3 連結定期報告、JICA 記事「物理的アクセシビリティ監査員養成研修の準備を進める」 https://www.jica.go.jp/paraguay/office/activities/20180131 03.html (参照 2020-12-18) より収集・編集。

者の視点が反映されていないことも少なくない。こうした問題に対処するため、INTNがアクセシビリティ監査を行う際に、障害当事者の視点で設備を確認し、障害者のニーズや利便性に合致した設備への改善につなげることができるよう、「物理的アクセシビリティ監査員養成研修」が実施された。その結果、28名の身体あるいは視覚障害者を含む49名の監査員が養成された。

加えて、アクセシビリティの概念を広く社会に浸透させ、建物の設計段階から適切な設備を作ることができるよう、パラグアイのアクセシビリティ規格についてのガイドブックも 作成された。

アクセシビリティ法によって、INTN とは別に諮問委員会が設置され、アクセシビリティの技術的政策の策定、実施、フォローアップそして評価を行っている。同諮問委員会が策定した戦略プラン 2016-2018 では、アクセシビリティ法の義務の履行に向けた具体的な行動とその責任機関が明確にされている。諮問委員会の構成メンバーは、INTN、法務省、SENADIS、地方自治体間連携のためのパラグアイ組織、建築セクター、大学、市民団体、障害者代表、国家障害委員会である。

首都アスンシオン市は 2018 年 12 月に、アクセシビリティ法の履行をより強力に推し進めるため、「障害者の物理的アクセシビリティの基本必須条件及び基準採用規定条例」(条例 186/2018 号)を採択した。これを受け、諮問委員会はアスンシオン市のこの条例がすべての市町村で適用されるよう、INTN と SENADIS による研修を 252 市で計画し、技術チームが作成した物理的アクセシビリティガイドを供与した。

このほか、パラグアイ政府は「バス改革計画」を通じて、障害者に対応した空調設備とスロープが装備されている約350台のバスを導入済みである。

初回の政府報告(2010年)に対する総括所見(2013年)は、アクセシビリティ分野の推 奨事項として、以下を挙げている。

- ・ 建築物の改修期限及び、改修期限不履行の場合の罰則を、DPO との協議を通じて設定し、物理的環境アクセシビリティ関連法を施行すること。
- ・ 国レベルの公共交通機関において、アクセシブルで合理的な駅、車両、信号、地図等の設計を行うこと。

·防災²⁸

_

パラグアイで防災分野の政策を管轄するのは、国家緊急事態局(Secretaría de Emergencia Nacional)である。同局は、「障害者の人権に関する国家行動計画」に基づいて、2014年に「災害リスク低減・管理に係る国家政策文書」を承認するための政令を制定した。これにより、パラグアイ政府、市民社会、民間セクター、一般社会のさまざまなレベルで災害リスク低減・管理に係る政策の導入を決定し、その設計と実施にあたって分野横断的な協議を行

²⁸ 第2・第3連結定期報告より収集・編集。

うこととした。

なお、これらの文書及び政策に、災害を含む緊急時における障害者の安全を確保するための具体的な措置が含まれているか否かについては、本調査では確認できなかった。

初回の政府報告(2010年)に対する総括所見(2013年)は、防災分野の推奨事項として、 以下を挙げている。

・ DPO の参加の下、障害当事者からの意見や推薦事項を重んじて、リスク管理に関する 国家政策を早急に採択すること。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府29

【技術協力プロジェクト:障害に特化した取り組み】

- ・JCPP パラグアイ県レベル早期療育サービスの向上(2009-2012)
- ・精神遅滞症30減少プロジェクト (2008-2011)

【専門家派遣】

・障害者の社会参加促進アドバイザー (2016-2018)

【研修員受け入れ】

- ・地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加 と生計(SENADIS、アスンシオン市役所、教育省、社会政策省)
- ・ インクルーシブ教育実践強化(教育省)
- ・南米地域特別支援教育(教育省・インクルーシブ教育部、第1インクルーシブ教育センター、青少年特別教育総合センター)
- ・中南米地域障害者自立生活(PARIGUAL(非政府組織))
- ・ 中南米 (西語) 障害者支援制度コース (教育省)

【草の根人間の安全保障無償資金協力(在パラグアイ日本国大使館)】

- ・ディビノ・ニニョ・ヘスス養護施設増築計画(2013)
- ・ミシオネス県障害者用医療施設リハビリ室増築計画(2013)
- ・障害者の社会参加促進施設建設計画 (2015)
- · 特別支援教室建設計画 (2015)
- ・養護施設『聖母カアクペの娘の家』建設計画(2017)
- ・インクルーシブ教育施設建設計画(2018)

【JICA 海外協力隊】

・ 青年海外協力隊 (職種:障害児・者支援。2名)

_

²⁹ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、外務省国別約束情報年度別交換公文(E/N)データ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html (参照 2020-12-22) を基に記載

³⁰ 原文ママ。

他ドナー31

【国際機関】

国際連合国際高等弁務官事務所 障害者の人権に関する国家行動計画の策定支援

【二国間援助】

- スペイン国際開発協力庁
 Acortando Distancia II プロジェクト³² (ヨーロッパ連合と合同)
- ・ ドイツ国際協力公社「ラテンアメリカにおける女性に対する暴力との闘い」プログラム

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況 今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用 する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

パラグアイ政府は 2015 年 1 月 20 日にマラケシュ条約を批准した。批准により制定された法律あるいは実施された政策、ならびに公認機関 (Authorized Entity) の情報については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

パラグアイの公衆保健社会福祉省の報告³³によると、2021 年 2 月 1 日時点の新型コロナウイルス感染者総数は 133,781 人、死亡者数は 2,734 人、回復者は 109,227 人である。教育機関の全国的かつ全面的な閉鎖と、全国的な入国審査強化策が継続している。また、一部の例外を除き在宅要請がなされている³⁴。

また、全土における外出制限の段階的解除計画に関する大統領令が発出され、2021 年 1月 11日から 2月 21日まで実施中である。これにより、政府機関の職務、医療、治安、生活必需品など、大統領令で定められた特定の活動やサービスを限定的に行う場合に限り、午前5時から午後 11時 59分まで外出することができる35。

本調査では、コロナ禍が障害者にもたらした影響について、パラグアイの DPO ヘオンラインでアンケート調査を実施し、2 団体³⁶から回答を得た。回答結果については、以下のとおりに取りまとめた。

³¹ 第2・第3連結定期報告を基に記載

³² https://www.aecid.org.py/2020/12/10/paraguay-incluira-a-personas-con-discapacidad-en-sus-datos-y-estadisticas-siguiendo-parametros-de-derechos-humanos/ (参照 2020-12-22)

³³ https://www.mspbs.gov.py/reporte-covid19.html(参照 2021-02-03)

³⁴ https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/paraguay/ (参照 2021-02-03)

³⁵ https://www.py.emb-japan.go.jp/itpr ja/cuarentena 20210111 20210131.html (参照 2021-02-03)

³⁶ タジャ・バハ・パラグアイ (Talla Baja Parguay)、パリグアル (Parigual)。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

② 障害者が保健サービスを受け権利に対するコロナ禍の影響

アンケート調査に回答した 2 団体によれば、障害者への優先的な処置や治療は行われて おらず、障害者が平時から必要とする医療サービスも通常どおり利用できない状況にある。 また、コロナウイルス感染者の隔離施設では、障害を理由とする必要な配慮、アクセシビリ ティは確保されていない。

障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

DPO タジャ・バハ・パラグアイのクラウディア・レジェス・サクル氏によれば、遠隔やオ ンラインでの授業に障害のある児童・生徒も包摂されているが、授業が十分に計画されてお らず、多くの準備不足の点がある。また、聴覚障害者が使える本がない点も指摘されている。 他方、DPO パリグアルによれば、遠隔での授業に障害のある児童・生徒が包摂されていな いとの情報もある。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

公共交通機関の運行が減っているため、移動は制限されている。自家用車を持っている人 やタクシーを利用できる人は移動が可能だが、そうでない人の移動は限られている。他方、 SENADIS は、従来窓口対応のみだった障害認定証明書の発行申請手続を、遠隔で行うこと ができるようオンライン受付けを開始した37。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

一部の障害者は、在宅勤務に切り替えて仕事を継続している。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

感染状況や感染予防、行政が発信する情報へ十分にアクセスできていない。また、行政に よる補助金の内容や手続方法に関して正確な情報が入手しにくい。聴覚障害者の場合は手 話通訳が確保できない状況にある。

³⁷ https://www.itapua.gov.py/index.php/noticias/senadis-implementa-gestion-en-linea-para-el-acceso-virtual-de-tramites-de-laspersonas-con-discapacidad (参照 2020-12-22)

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
パラグアイ盲人協会	高等教育・大学前教育、専門技術教育、視覚障害者対応のため
Asociación de Ciegos del	の専門研修、リハビリテーション/ハビリテーション、就労研
Paraguay ³⁸	修、点字と音声による書籍の製作、スポーツ活動、アクセシビ
	リティに関する助言、権利の擁護などのサービスを提供して
	いる。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
パラグアイ身体障害リハ	障害者とその家族のケアとリハビリテーションに重点をおい
ビリテーション協会	て活動する非政府組織。各種の社会支援活動も行っている。
Asociación de	
Rehabilitación de	
Impedidos Físicos del	
Paraguay ³⁹ (ARIFA)	
ソリダリダ財団	1969年より、身体障害者の生活の質の向上に向けた活動のほ
Fundación Solidaridad ⁴⁰	か、利用者に対する総合的・効果的なリハビリテーションサー
	ビスの提供などを行っている。
教育のためのアレグリア	1985 年に設立された、障害のある児童への教育支援を行う財
財団	団。初期教育プログラム、感覚知的刺激プログラム、教育的包
Fundación Alegría para la	摂の支援サービス、自立生活に関する支援プログラムなどを
Educación ⁴¹	提供する。
サラキ財団	1996年設立。すべての障害種別を網羅して活動する支援団
Fundación Saraki ⁴²	体。社会を変革し、自由で包括的かつ連帯のある社会に変え
	ることができるという考えの下で、障害者支援を実施する。

https://www.foal.es/es/content/asociaci%C3%B3n-de-ciegos-del-paraguay (参照 2020-12-22)
 https://www.facebook.com/ARIFA-Asociaci%C3%B3n-de-Rehabilitaci%C3%B3n-del-Impedido-F%C3%ADsico-del-Paraguay-537304699947641/ (参照 2020-12-22)

4. 参考資料

DELTA Consultora Integral (2012) Informe Final-Estudio de Prevalencia de Discapacidad en la Región Oriental del Paraguay

Dirección General de Estadística, Encuestas y Censos (2016) Características sociodemográficas de los hogares particulares con personas con discapacidad 2012

Gobierno Nacional de Paraguay (2010) CRPD Informes iniciales presentados por los Estados partes de conformidad con el artículo 35 de la Convención

Gobierno Nacional de Paraguay (2014) Plan Nacional de Desarrollo 2030

Ministerio de Educación y Cultura (2011) Plan Nacional de Educación 2024

United Nations (2013) CRPD Observaciones finales sobre el informe inicial del Paraguay, aprobadas por el Comité en su noveno periodo de sesiones

United Nations (2019) CRPD II y III Informe Nacional Combinado Presentado con arreglo al artículo 35 de la Convención por los Derechos de las PcD

JICA (2002) 『国別障害関連情報 パラグアイ共和国』

JICA (2019) 『技術協力プロジェクト案件概要表』

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019)『障害者白書』https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html(参照 2020-12-22)

JICA(2015)『課題別指針 障害と開発』https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/ku57 pq00002cyac5-att/guideline handicap development.pdf(参照 2020-12-22)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf (参照 2020-12-22)